

令和元年 第2回臨時会

1 議事日程第1号

5月9日(木曜日)午前10時開会

- 日程番号1 仮議席の指定  
日程番号2 会議録署名議員の指名  
日程番号3 選挙第1号 議長選挙

2 出席議員(12名)

1番 清水 秀雄 2番 秋間 紘一 3番 大西 米明 5番 伊藤 健蔵  
6番 中村 貢 7番 加藤 宏一 8番 河口 和吉 9番 大野 明  
10番 矢坂 賢哉 11番 曾我 弘美 12番 森本 真隆 13番 牧野 圭司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 代表監査委員 佐藤 宣光  
教育長 堀江 博文

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 高木 康弘  
総務企画課長 石垣 好典

6 教育長の委任を受けて出席した者

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 宇佐見 和重

1 議事日程第1号の追加

5月9日(木曜日)午前10時29分再開

- 日程番号1 会期の決定  
日程番号2 選挙第2号 副議長の選挙  
日程番号3 議席の指定  
日程番号4 選任第1号 常任委員の選任  
(追加日程) 議長の常任委員の辞任について  
日程番号5 議報告第1号 常任委員長及び副委員長の互選結果報告  
日程番号6 選任第2号 議会運営委員の選任  
日程番号7 議報告第2号 議会運営委員長及び副委員長の互選結果報告

日程番号8	会議案第1号	議会広報特別委員会の設置について
日程番号9	議報告第3号	議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告
日程番号10	選挙第3号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程番号11	選挙第4号	とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程番号12	選挙第5号	北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙
日程番号13	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号14	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号15	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号16	議案第1号	士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
日程番号17	議案第2号	監査委員の選任について
(追加日程)		会議録署名議員の変更について (閉会中継続調査申出書)

2 出席議員（12名）

1番	加藤 宏一	2番	河口 和吉	3番	大西 米明	5番	伊藤 健蔵
6番	清水 秀雄	7番	牧野 圭司	8番	曾我 弘美	9番	中村 貢
10番	森本 真隆	11番	大野 明	12番	矢坂 賢哉	13番	秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	代表監査委員	佐藤 宣光
教育長	堀江 博文		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	高木 康弘
総務企画課長	石垣 好典	会計管理者	三島 重浩
町民課長	藤内 和三	保健福祉課長	堀江 菜穂子
健康介護担当課長	三島 裕子	産業振興課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	施設担当課長	田中 敏博
道路維持担当課長	佐藤 英明	病院事務長	土屋 仁志
子ども課長（兼）	高木 康弘	特別養護老人ホーム施設長	佐藤 慶岩
消防署長	土屋 政勝		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
高校事務長	上野 清子		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	角田 淳二
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

矢野 秀樹

総務係長

宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

矢野 事務局長	本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。 年長の清水秀雄議員をご紹介します。 清水議員、議長席にお着き願います。
清水 臨時議長	ただいま紹介されました清水秀雄です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。 どうぞよろしく願いいたします。 ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回土幌町議会臨時会を開会します。 ここで町長から本議会招集の挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。
小林町長	本日ここに町議会議員選挙後初めての議会となる令和元年第2回臨時議会を招集したところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらず出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 開会に当たり、一言町議会招集の挨拶を申し上げます。 今年の統一地方選挙は、前半の知事、道議会議員選挙は4月7日、後半の市町村長、市町村議会議員選挙は4月21日に執行されました。 本町議会議員選挙については、定数12名に対し現職8名、新人6名の14名が立候補し、8年ぶりの選挙戦となりました。 ここに改めて、少数激戦の選挙に勝利し、当選を果たされた、新人5名を含む12名の議員各位に、心よりお祝いを申し上げますとともに、町民の負託に応えるべくご活躍を賜りますよう期待を申し上げますのであります。 さて、本年は統一地方選挙、新元号「令和」のスタート、参議院議員選挙、消費税の引上げと政治経済、国民生活に関わる大きな動きとなっていますが、地方自治をめぐっては、人口構造の変化、働き手不足、自然災害の多発、財政の硬直化などが顕著となっております。 そのような中での町づくりは、第6期町づくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に推進するものであります。本年度当初予算については、

- ◎地域活性化対策
- ◎安心・安全な地域づくり
- ◎地域創生の推進
- ◎公共施設の長寿命化対策

などを重点に推進するものであります。

特に、本町の基幹である農業については、昨年の生産額が461億円と4年連続で400億円を超える高い生産性を維持しているところがありますが、農業農村をめぐる国際化やグローバル化の進行に加え、国の農業政策や消費者ニーズが変化する中であって、関係機関の連携により、“食”の創造、担い手育成、経営形態の検討、まち発信などに取り組みながら、新たな農業農村づくりを積極的に展開して参りたいと存じます。

町を取り巻く環境は、かつてないほど厳しく、多様な状況にありますが、健全な財政運営に留意しつつ、地域の人・産業・資源を活かした「活力のある町」と、町民誰もが安心・安全生きがいを実感出来る「豊かな町」を目指して、新しい町づくりを積極的に推進して参る所存であります。

正に地域のあり方が問われる中であっては、町づくり基本条例でも謳われているとおり、町・議会・町民がしっかりと連携しながら、それぞれの役割を果たすことが求められているところであり、議会が町民の代表機関としての機能を発揮され、町政推進に対し特段のご指導ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

結びに、議員各位が一層ご健勝にてご活躍されることとあわせ、本日決定される議会構成を基に、より充実した議会活動が展開されますことをご祈念申し上げ、議会招集のご挨拶とさせていただきます。

これから本日の会議を開きます。

清 水  
1 臨時議長

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日程第1、仮議席の指定を行います。**

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

2

**日程第2、会議録署名議員の指名を行います。**

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において2番、秋間紘一議員及び3番、大西米明議員を指名します。

3

**日程第3、選挙第1号「議長の選挙」を行います。**

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

( 出 入 り 口 閉 鎖 )

清 水  
臨時議長

ただいまの出席議員数は、12人です。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規程により、立会人に5番伊藤健蔵議員及び6番中村貢議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

( 投票用紙配付 )

清水臨時議長 はい。大西議員。

大西議員 仮議長の指名推選でお願いしたいと思いますが、どうですか。

清水臨時議長 ただいま、大西議員より仮議長推薦の動議が出ましたので議員の同意を求めます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規程により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

加藤議員。 加藤議員。

加藤議員 今回の選挙で新人議員も多いということと、選挙と謳っている以上私は投票による選出が1番かなと思います。

清水臨時議長 暫時休憩します。

午前10時07分 休憩  
午前10時09分 再開

清水臨時議長 休憩を解きます。ただいま加藤宏一議員から投票でという意見が出ました。よって投票によるか指名推選によるかは起立によって決めたいと思います。

賛否を問います。それでは投票によつての議長選挙に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

清水臨時議長 起立9名多数で、投票による選挙を行うことに決定いたしました。投票用紙の配付もれは、ありませんか。

( な し )

清水臨時議長 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

清水臨時議長 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。指名の記載をお願いします。

( 氏名記載 )

清水臨時議長 ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

矢野事務局長 それでは投票順序を申し上げます。議席番号2番秋間紘一議員、3番大西米明議員、5番伊藤健蔵議員、6番中村貢議員、7番加藤宏一議員、8番河口和吉議員、9番大野明議員、10番矢坂賢哉議員、11番曾我弘美議員、12番森本真隆議員、13番牧野圭司議員。なお臨時議長

	の清水秀雄議員は議席において投票を行います。
	( 投 票 )
清 水 臨時議長	投票もれはございませんか。
	( な し )
清 水 臨時議長	投票もれなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。伊藤健蔵議員、中村貢議員は開票の立ち会いをお願いします。
	( 開 票 )
清 水 臨時議長	選挙の結果を報告します。投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち秋間紘一議員10票、加藤宏一議員2票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、秋間紘一議員が議長に当選されました。
	議場の出入り口を開きます。
	( 出 入 り 口 を 開 く )
清 水 臨時議長	ただいま議長に当選された秋間紘一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。議長に当選された秋間紘一議員から就任の挨拶の申し出がありますのでこれを許します。登壇願います。
秋間議長	一言ご挨拶を申し上げます。 この度、不肖わたくし議員の皆様方のご推挙によりまして、土幌町議会議長の要職に就くことになりました。 誠に身に余る光栄でございます。 私は浅学非才でありまして、その器でないことをよく承知していますが、ここに一身を挺して、そのご厚志に報いる覚悟であります。 議会の運営につきましては、民主主義また地方自治発展のために尽くすことを、ここにお誓い申し上げる次第であります。 皆様方の手厚いご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。次に理事者各位に申し上げます。我々議会といたしましても、町の発展と町民の皆様の身近な議会として、議会の機能が最大限発揮できるような町民の付託に、応えなければならないと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げ、私の就任のご挨拶といたします。
清 水 臨時議長 秋間議長	これで臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。秋間紘一議長、議長席にお着きください。 ここで暫時休憩いたします。
	午前10時28分 休憩
	午前10時45分 再開

	<p>秋間議長 休憩前に引き続き会議を開きます。これからの議事日程はただいま配付しました日程表第1号の追加により進めます。</p>
1	<p>日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りします。今臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。</p> <p>( 異 議 な し )</p>
2	<p>秋間議長 異議なしと認めます。したがって会期は本日1日と決定しました。</p> <p>日程第2、選挙第2号副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。</p> <p>( 出 入 り 口 閉 鎖 )</p>
	<p>秋間議長 ただいまの出席議員は12人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条の規定により7番加藤宏一議員並びに8番河口和吉議員を指名します。投票用紙を配付します。</p> <p>( 投 票 用 紙 配 付 )</p>
	<p>秋間議長 投票用紙の配付もれはありませんか。</p> <p>( な し )</p>
	<p>秋間議長 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。</p> <p>( 投 票 箱 点 検 )</p>
	<p>秋間議長 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。</p> <p>( 氏 名 記 載 )</p>
	<p>秋間議長 ただ今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。</p>
矢野 事務局長	<p>投票順序を申し上げます。1番清水秀雄議員、3番大西米明議員、5番伊藤健蔵議員、6番中村貢議員、7番加藤宏一議員、8番河口和吉議員、9番大野明議員、10番矢坂賢哉議員、11番曾我弘美議員、12番森本真隆議員、13番牧野圭司議員。なお、議長は議長席において投票を行います。</p> <p>( 投 票 )</p>
	<p>秋間議長 投票もれはございませんか。</p> <p>( な し )</p>
	<p>秋間議長 投票もれなしと認めます。投票を終わります。</p> <p>開票を行います。加藤宏一議員、河口和吉議員は開票の立ち会いをお願いします。</p> <p>( 開 票 )</p>
	<p>秋間議長 選挙の結果を報告します。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、加藤宏一議員10票、河口和吉議員1票、森本真隆議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したが</p>

		<p>って加藤宏一議員が副議長に当選されました。</p> <p>議場の出入り口を開きます。</p> <p style="text-align: center;">( 出 入 り 口 を 開 く )</p>
	秋間議長	<p>ただいま副議長に当選された加藤宏一議員が議長におられます。</p> <p>会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。</p>
	加藤副議長	<p>発言の機会を求めます。</p>
	秋間議長	<p>副議長に当選された加藤宏一議員から就任の挨拶の申し出がありますのでこれを許します。登壇願います。</p>
	加藤副議長	<p>一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>ただいま、議員皆様方のご推挙を得て、土幌町議会副議長の要職に就任することになり、誠に身に余る光栄でございます。</p> <p>ここにご推挙いただきましたからには、議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会の更なる活性化に努めて参る所存であります。</p> <p>議会といたしましても、全議員が一丸となって、行政の当局と建設的で真摯な議論を展開し、町政推進に一層の力を尽くして参りたいと考えております。</p> <p>どうか、先輩並びに同僚議員の各位におかれましては、今後とも、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。</p>
3	秋間議長	<p><b>日程第3、議席の指定を行います。</b>会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。</p> <p>ここで暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">午前11時02分 休憩</p> <p style="text-align: center;">午前11時09分 再開</p>
	秋間議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。</p>
	矢野事務局長	<p>くじの結果、議席番号を報告いたします。</p> <p>1番加藤宏一議員、2番河口和吉議員、3番大西米明議員、5番伊藤健蔵議員、6番清水秀雄議員、7番牧野圭司議員、8番曾我弘美議員、9番中村貢議員、10番森本真隆議員、11番大野明議員、12番矢坂賢哉議員、13番秋間紘一議長以上でございます。</p>
	秋間議長	<p>ただいま朗読のとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き下さい。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p>



		午前 11時11分 休憩 午前 11時13分 再開
4	秋間議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第4、選任第1号 常任委員の選任を行います。 ここで暫時休憩とします。
		午前 11時14分 休憩 午後 2時05分 再開
	秋間議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。お諮りします。常任委員の議選については、委員会条例第6条第2項の規定により、総務文教常任委員会委員に清水秀雄議員、伊藤健蔵議員、中村貢議員、河口和吉議員、矢坂賢哉議員、牧野圭司議員。 産業厚生常任委員会委員に、秋間紘一議員、大西米明議員、加藤宏一議員、大野明議員、曾我弘美議員、森本真隆議員以上各6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。
	秋間議長	( 異 議 な し ) 異議なしと認めます。したがってただ今指名したとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。
		午後 2時08分 休憩 午後 2時08分 再開
	秋間議長	休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、私から常任委員の辞任の申し出をいたしたいと思います。 私は、産業厚生常任委員会に所属しておりましたが、議長の職責上、常任委員会を辞任したいと思います。 ただいま副議長に辞任願を提出しましたので、よろしく審議願います。 副議長と交替します。 暫時休憩いたします。
		午後 2時09分 休憩 (秋間議長退席) 午後 2時10分 再開
	加藤副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議長は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副

追 加

	<p>議長が議長の職務を行います。</p> <p>ただいま、産業厚生常任委員に選任された議長から常任委員の辞任願が提出されました。</p> <p>お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題にしたいと思います。異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加 藤 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。</p> <p>追加日程、「議長の常任委員の辞任について」を議題とします。</p> <p>産業厚生常任委員に選任されました議長から常任委員の辞任願が提出されました。</p> <p>議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認められているところでもありますので、産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。</p> <p>お諮りします。本件は、辞任を許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加 藤 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任を許可することに決定しました。</p> <p>除斥中の秋間紘一議長の復席を求めます。</p> <p>ここで議長と交代いたします。</p>
	<p>午後 2時13分 休憩</p> <p>(秋間議長入場)</p> <p>午後 2時14分 再開</p>
秋間議長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p>
	<p>午後 2時14分 休憩</p> <p>午後 2時15分 再開</p>
5 秋間議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第5、議報告第1号「常任委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。</p> <p>総務文教常任委員会委員長中村貢議員、副委員長に伊藤健蔵議員、産業厚生常任委員会委員長に森本真隆議員、副委員長に大野明議員、以上のとおり互選された旨報告いたしました。</p>

6	秋間議長	<p>日程第6、選任第2号「議会運営委員の選任」を行います。</p> <p>議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員に加藤宏一議員、中村貢議員、森本真隆議員、清水秀雄議員、伊藤健蔵議員、以上の5名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p>
		<p>午後 2時19分 休憩</p> <p>午後 2時20分 再開</p>
7	秋間議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第7、議報告第2号「議会運営委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元に参りましたので、報告いたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に清水秀雄議員、副委員長に中村貢議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。</p>
8	宇佐見 総務係長	<p>日程第8、会議案第1号「議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。</p> <p>職員に朗読させます。</p> <p>議会広報特別委員会の設置について。</p> <p>士幌町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。</p> <p>令和元年5月9日。</p> <p>士幌町議会議長、秋間紘一。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、特別委員会の名称。議会広報特別委員会。</li> <li>2、設置の目的。議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行う。</li> <li>3、特別委員の定数。5名。</li> <li>4、設置の期間。令和元年5月9日から2年間。</li> <li>5、閉会中の審査。委員会は閉会中も審査を行う。</li> <li>6、審査結果の報告。委員会は、設置期間中審査結果の報告を省略する。</li> </ol> <p>以上です。</p>
	秋間議長 矢野 事務局長	<p>提案理由を事務局長から説明します。</p> <p>士幌町議会委員会条例第5条の規定において、特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置くことができとなっております。</p> <p>議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民にお知らせする議会</p>

	<p>広報の発行に当たり編集方針を定め、内容が公正であるか審査を行うために設置するものです。</p> <p>委員の定数は5名とし、委員の任期は特別委員会の性格から長期間にわたることは望ましくなく、各委員会の任期と合わせて2年間で更新することとしています。</p> <p>今回の改選により委員会が消滅いたしますので、新たに設置するために提案するものです。</p> <p>一般的に各委員会の調査及び審査内容は定例会ごとに報告するのが建前ですが、議会広報はその都度議会だよりを発行しておりますので、それを報告にかえる考え方であり、これを踏襲して設置期間中の審査報告を省略するものです。</p> <p>以上、提案理由の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>質疑を行います。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
秋間議長	<p>質疑を終結します。</p> <p>討論を省略し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>お諮りします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報特別委員に加藤宏一議員、清水秀雄議員、矢坂賢哉議員、曾我弘美議員、河口和吉議員、以上5名を指名したいと思います。異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名しましたとおり議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時19分 休憩 午後 2時19分 再開</p>
秋間議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p><b>日程第9、議報告第3号「議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告」が議長の手元に参りましたので、報告いたします。</b></p> <p>議会広報特別委員会委員長に河口和吉議員、副委員長に矢坂賢哉議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。</p> <p><b>日程第10、選挙第3号「十勝圏複合事務組合議会議員の選挙」</b></p>

9

10・11

日程第11、選挙第4号「とちぎ広域消防事務組合議会議員の選挙」  
日程第12、選挙第5号「北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の選挙」

以上3件を一括議題といたします。

お諮りします。一括議題となっております3件の選挙の方法については、指名推選にしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。十勝圏複合事務組合議会議員及びとちぎ広域消防事務組合議会議員、以上2組合議会の議員を兼ねて秋間紘一議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました秋間紘一議員を十勝圏複合事務組合議会議員及びとちぎ広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました秋間紘一議員が2組合議会議員に当選されました。

次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に森本真隆議員、中村貢議員、曾我弘美議員、牧野圭司議員、以上の4名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました森本真隆議員、中村貢議員、曾我弘美議員、牧野圭司議員を北十勝2町環境衛生処理組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、森本真隆議員、中村貢議員、曾我弘美議員、牧野圭司議員が北十勝2町環境衛生処理組合議会議員に当選されました。

以上3件の選挙について当選されました各議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。暫時休憩し、2時40分より再開いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

秋間議長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ここで各行政機関の長並びに執行関係幹部職員が出席されておりますので、紹介していただきたいと思います。副町長、お願いします。</p>
柴田副町長	<p>それでは、私のほうから各職員と行政委員の職員を紹介させていただきます。</p> <p>最初に、私副町長の柴田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、わたくしのひとつ飛んで右側になりますけども、代表監査委員の佐藤宣光でございます。</p>
佐藤代表 監査委員	<p>佐藤宣光です。よろしくお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>向かって左側になります、教育長の堀江でございます。</p>
堀江教育長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>教育委員会の参事の玉堀でございます。</p>
玉堀教育 委員会 参事	<p>玉堀です。よろしくお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>次にわたくしの右側で保健医療福祉センター長兼子ども課長の高木でございます。</p>
高木保健医療 福祉セン ター長 兼子ども 課長	<p>保健医療福祉センター長兼子ども課長高木です。よろしくお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>後ろに行きまして、総務企画課長の石垣でございます。</p>
石垣総務 企画課長	<p>総務企画課長の石垣です。よろしくお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>隣に行きまして、町民課長の藤内でございます。</p>
藤内町民課長	<p>町民課長の藤内です。よろしくお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>保健福祉課長の堀江です。</p>
堀江保健 福祉課長	<p>保健福祉課長の堀江です。よろしくお願いいたします。</p>
柴田	<p>会計管理者の三島でございます。</p>

副町長	三島です。よろしくお願いします。
三島会計 管理者	
柴田	産業振興課長の亀野でございます。
副町長	
亀野産業 振興課長	亀野でございます。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	建設課長の増田でございます。
増田	
建設課長	建設課長の増田でございます。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	建設課施設担当課長の田中でございます。
田中	
施設担当 課長	施設担当課長の田中です。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	保険福祉課健康介護担当課長の三島でございます。
三島	
健康介護 担当課長	三島でございます。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	建設課道路維持担当課長の佐藤でございます。
佐藤	
道路維持 担当課長	建設課道路維持担当課長佐藤です。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	次に向かって右側に行きまして、教育課長の藤村です。
藤村	
教育課長	教育課長の藤村です。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	1つ飛びまして、病院事務長の土屋でございます。
土屋病院 事務長	
柴田	病院事務長の土屋です。よろしくお願いいたします。
副町長	
角田農委 事務局長	次に農業委員会局長の角田でございます。
柴田	
副町長	角田です。よろしくお願いいたします。
柴田	
副町長	後ろに行きまして、高校事務長の上野でございます。

上野高校 事務長	上野です。よろしくお願いいたします。
柴田 副町長	隣が特養施設長の佐藤でございます。
佐藤特養 施設長	特別養護老人ホーム施設長の佐藤です。よろしくお願いいたします。
柴田 副町長	その隣が消防課長の土屋でございます。
土屋 消防署長	消防課長の土屋でございます。よろしくお願いいたします。
柴田 副町長	議長の隣ですけれど、議会事務局長の矢野でございます。
矢野 事務局長	議会事務局長の矢野です。よろしくお願いいたします。
柴田 副町長	今回所用で出席できませんでしたが、この他に給食センター所長の 齊藤がおりますので、よろしくお願いいたします。また1年間このメ ンバーでよろしくお願いいたします。
秋間議長	次に、会議議員の自己紹介をしたいと思えます。1番から順に今回 決まった役職及び所属委員会とあわせて自己紹介をお願いいたしま す。
加藤 副議長	副議長に就任しました加藤宏一と申します。所属委員会は産業厚生 常任委員会です。どうぞよろしくお願いいたします。
河口議員	2番河口和吉でございます。所属委員会は総務文教常任委員会です。 あと、広報委員長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。
大西議員	産業厚生委員の大西です。よろしくお願いいたします。
伊藤議員	総務文教常任委員の伊藤です。よろしくお願いいたします。
清水議員	総務文教常任委員会並びに、議会運営委員長、議会広報特別委員の 清水です。よろしくお願いいたします。
牧野議員	総務文教常任委員会の牧野です。よろしくお願いいたします。
曾我議員	産業厚生常任委員の曾我弘美でございます。よろしくお願いいたします。
中村議員	総務文教常任委員長を仰せつかりました中村です。よろしくお願 いします。
森本議員	森本真隆です。産業厚生常任委員長、議会運営委員、北十勝2町環 境衛生処理組合議会議員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
大野議員	産業厚生常任委員会副委員長になりました大野明でございます。ど うぞよろしくお願いいたします。
矢坂議員	総務文教常任委員並びに、広報特別委員会副委員長をやらせていた だきます矢坂賢哉と申します。よろしくお願いいたします。
秋間議長	議長を拝命しました秋間紘一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



13

石垣総務  
企画課長

いたします。

日程第13、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

平成30年度土幌町一般会計補正予算〔第10号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。1ページをご覧いただきたいと思ひます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億9,579万3,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをご覧いただきたいと思ひます。

2款1項8目生活安全推進費19節消費生活相談広域化負担金は、実績により6万2,000円を追加するものであります。

3款1項4目老人福祉費は、11節需用費で印刷製本費の未執行により4万4,000円を減額するものでございます。

4款2項1目ごみ処理費19節、北十勝2町環境衛生処理組合運営分担金は、事業実績に伴い125万円を減額するものでございます。

次いで歳入について説明いたしますので、7ページをご覧いただきたいと思ひます。

2款1項1目自動車重量譲与税から、8ページ9款1項1目地方交付税まではいずれも交付額の確定に伴い、それぞれ増額するものでございます。

17款1項2目減債基金繰入金の2億円減額と、9ページ19款5項5目雑入、備荒資金組合納付還付金1億653万1,000円を減額し、収支のバランスをとったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

14

日程第14、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

堀江保健 福祉課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長堀江よりご説明申し上げます。</p> <p>平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第5号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。</p> <p>第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,178万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,986万6,000円に改めたものでございます。それでは歳出からご説明いたしますので、6ページをご覧ください。</p> <p>6款1項1目基金積立金は決算見込みにより、25節国民健康保険準備基金積立金1,700万円を追加。特定財源として、北海道繰入金370万円と、前年度繰越金651万円を充当するものであります。</p> <p>7款2項1目直営診療施設勘定繰出金は、国保病院の救急体制維持にかかる費用に対するものに343万4,000円と、国保病院施設整備にかかる費用に対するものに135万円、合わせて28節直営診療施設勘定繰出金478万4,000円を追加し、特定財源として同額北海道特別調整交付金を充当するものであります。</p> <p>続きまして歳入についてご説明しますので、5ページにお戻りください。</p> <p>1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年度課税分は、実績見込みにより679万円を増額するものであります。</p> <p>他の歳入につきましては、特定財源で説明していますので省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p>
秋間議長	<p>(なし)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
秋間議長	<p>(なし)</p> <p>討論なしと認め、これより承認第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
秋間議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
15	<p><a href="#">日程第15、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</a></p>
土屋病院	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。国保病院事務長。</p> <p>国保病院事務長土屋より、平成30年度士幌町国民健康保険病院事業</p>

事務長	<p>会計補正予算〔第2号〕について、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。1ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>第2条の資本的収入の予定額は、収入1款資本的収入1億8,800万6,000円を、1億8,935万6,000円に。2項国保会計繰入金270万円を405万円に改めたものでございます。それでは補正予算説明書に基づき説明をさせていただきますので、3ページをお開き願います。</p> <p>資本的収入の1款2項1目国保会計繰入金で135万円を増額したもので、先ほどご承認をいただきました国保会計における道の特別調整交付金のうち、施設整備分の確定により国保会計からの受入額が確定したことから補正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これより承認第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
16	<p><a href="#">日程第16、議案第1号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴田副町長	<p>議案第1号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は地方税法の改正に伴い、改正をするものであります。今回の改正は、個人町民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税の改正で、第1条では町税条例の一部を改正する条例、第2条では平成29年条例第4号の町税条例の改正条例、第3条では平成30年条例第18号の町税条例の改正条例をそれぞれ一部を改正するものであります。</p> <p>説明資料でございます。4ページから新旧対照表を載せてございますけれども、1ページからの改正の要旨で説明させていただきます。1ページをお開き願います。</p> <p>まず最初に第1条の改正でありますけれども、これは個人町民税の改正でありまして、住宅ローン控除制度の適用期限を2年延長するもので、平成43年度までのものを平成45年までにするものであります。また住宅ローン控除を受ける場合、納税通知書発布前に申告書を提出さ</p>

れていなければならないという要件の廃止をするものであります。

条例附則第7条の3の2の改正と、地方税法では第5条の4の2の改正を受けての改正であります。適用期日は平成31年4月1日からであります。ここで元号の表記でございますけれど、もう既に元号が令和と変わっていることに対してなぜ平成という元号を使うのかということでございますけれど、町税条例の改正につきましては国が改正文を作成したものを準則といいまして、これを全国の自治体に配付してそれぞれ改正をしているものでございまして、この準則の表現が平成となつてございますので、本町におきましても準則どおり平成を使用するというもので、そのまま平成の表記とさせていただいているものでございます。この準則において今後改正の中で順次令和の元号に改正をしていくことになると思いますので、この改正があれば市町村でも同様に改正をしていくということになるものでございます。

次に固定資産税でありまして、固定資産税の特例にかかる改正であります。条例は条例附則第10条の2第4項から第16項までの改正で、内容は再生エネルギー発電施設関連の発電施設に対する固定資産税についての特例規定をしたものでございますけれども、この引用条項のズレを修正するものでございまして、内容自体の改正はありません。地方税法では附則第15条第33項、第44項、第45項及び第47項の改正であります。その下段にいきましても、引用条項のズレを修正するもので、条例附則第10条の3第5項から第7項まで、同じく第9項から第10項の改正で、地方税法の改正により引用条項のズレを修正するものであり、高齢者向け賃貸住宅、バリアフリー改修及び省エネ改修に対する固定資産税についての特例規定であります。同様に内容自体の改正はございません。条例附則第10条の3第5項から第7項まで及び第9項から第10項までの改正で、地方税法施行令附則第12条第19項、第23項、第24項及び第31項の改正によるもので、適用期日も同様に平成31年4月1日からであります。

次のページに行きまして、軽自動車税のグリーン化特例について、平成31年度に限ったものとするもので、条例附則第16条第1項の改正で税率等の内容については従前どおりであります。説明資料の9ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表ですけれども、第2項の上から2行目に当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車に限り、と書いてございます。これがグリーン化特例、省エネの車に該当する税率を軽減するという意味でございますけれども、その下に3,900円の税額を1,000円に減額するというものでございます。次のページの第4項につきましても、平成29年度分について規定したものでございますけれども、これらを削り10ページの改正後の第2項のとおり、平成31年度分に限ったものの規定に改めるもので、11ページにか

けて同様に第3項及び第4項についても改正をするものでございます。説明資料2ページに戻っていただいて、地方税法第30条の改正により、改正をするものであります。次は条例附則第16条の2の改正で、引用条項が変わったことによる改正であります。地方税法では附則第30条の改正によるもので、適用期日については平成31年4月1日からであります。次に第2条は平成29年条例第4項の改正でございまして、条例附則第16条第1項の条文改正をするもので、内容は14年を経過した軽自動車税の税額を変更する条項で、内容自体の変更はございませんが①、②の改正案のとおり改正しまして、4月1日から改正しそれ以外は波線の部分になりますけれども、前回の改正どおり31年4月1日からの改正でございまして、説明資料3ページに行きまして、第3条は平成30年条例第18号の改正条例を改正するものでございまして、法人町民税の改正でございまして、内容は大法人の納税申告書の電子情報による提出を義務づける改正規定に、故障や災害等により電子情報処理組織を使用できない場合についての申告の規定を、第13項から第17項まで5項分を追加いたしまして、先ほどの第2条の改正と同様に施行期日が未到来、平成32年4月1日からのものを平成31年4月1日に改正をするものでございまして、条例は第48条第1項の改正で、地方税法321条の8の改正によるものでございまして、その他につきましては、引用条項や文言の整理を行う改正でございまして、

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

秋間議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なし)

秋間議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。  
(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。  
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

17 日程第17、議案第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

河口和吉議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩。

午後 3時04分 休憩

(河口議員退席)

午後 3時05分 再開

秋間議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

小林町長 ここで提案理由の説明を求めます。町長。

議案第2号につきましては、人事案件で監査委員の選任でありますけれども、議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

選任する監査委員については、土幌町字土幌170番地、河口和吉議員でありますので、同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

秋間議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

午後 3時08分 休憩  
(河口議員入場)  
午後 3時08分 再開

秋間議長 ここで、議事日程第1号日程第2「会議録署名議員の指名」において、秋間紘一議員を指名しましたが、議長に当選されましたので会議録署名議員の変更の件を日程に追加し、議題といたします。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、会議録署名議員の変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加 追加日程、「会議録署名議員の変更について」を議題とし、会議録署名議員を仮議席番号9番大野明議員を指名いたします。

暫時休憩します。

午後 3時09分 休憩  
午後 3時09分 再開

秋間議長 それでは、休憩を解きます。

「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

議会運営委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中継続審査申出書がございます。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

これをもって令和元年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 3時10分)